

いきいきパパの育休奨励金の活用を考慮される 中小企業事業主の皆様へ

広島県では、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を支援するため、男性労働者が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に奨励金を支給します。

【支給までの流れ】

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出る。

(2) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録する。
(3) 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録する。

(4) 男性労働者が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に、連続して1週間以上の育児休業等を取得する。

「いきいきパパの育休奨励金支給申請書」(様式第1号)に次の書類を添付して県(労働福祉課)へ提出する。

- ① 育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類
- ② 男性労働者から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し
- ③ 休業を取得した男性労働者の出勤簿等の写し(休業状況及び職場復帰後の出勤状況が確認できるもの)
- ④ 休業を取得した男性労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑤ 育児休業等に係る就業規則等の写し
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

県から支給決定通知

県から不支給決定通知

県から奨励金の支給(口座振込)

奨励金の支給決定取消・返還
(偽りその他不正の行為で
支給を受けたとき)

【主な支給要件】

※県内に事業所を有し、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業が対象となります。

※(1)~(4)を全て満たす必要があります。

※同一の男性労働者について、育児休業等の取得促進を目的とする他の補助金等を受給した場合、支給できません。

